

雇児発 0401 第 16 号  
社援発 0401 第 34 号  
老 発 0401 第 14 号  
平成 26 年 4 月 1 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

( 公 印 省 略 )

「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」の一部改正について

標記については、平成 25 年 2 月 26 日雇児発 0226 第 4 号、社援発 0226 第 7 号、老発 0226 第 1 号「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知により取り扱いを示しているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。

## 別紙

## 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について 新旧対照表

新	旧
雇児発0226第4号 社援発0226第7号 老発0226第1号 平成25年2月26日	雇児発0226第4号 社援発0226第7号 老発0226第1号 平成25年2月26日
都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長
社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人福祉医療機構の融資について	社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る 独立行政法人福祉医療機構の融資について
社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等のメニューにおいて、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。	社会福祉施設等の利用者の安全・安心を確保する観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等のメニューにおいて、高台移転整備を対象としているが、あわせて下記の移転整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととしたので、管内市区町村及び社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。
記	記
<b>1 対象施設及び対象事業</b> (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、 <u>次世代育成支援対策施設整備交付金</u> 、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助又は平成25年度次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設等の耐震化等整備に係る分）を受けて行う移転改築整備事業。	<b>1 対象施設及び対象事業</b> (1) 下記対象施設について、立地上、津波による被害のおそれがあると都道府県知事が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助又は平成25年度次世代育成支援対策施設整備交付金（児童養護施設等の耐震化等整備に係る分）を受けて行う移転改築整備事業。
対象施設：(略)	対象施設：(略)

新	旧
<p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」  <u>(平成14年法律第92号) 第12条に基づき関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設の移転整備事業</u>  <u>※ 介護老人保健施設については、貸付金額7.2億円までを上限に当初5年間のみ無利子</u></p> <p>2 適用期間  <u>(1)～(3) 平成27年3月31日までに着手した事業</u>  <u>(4) 平成26年4月1日以降に着手した事業</u></p>	<p>(2)、(3) (略)</p> <p>2 適用期間  <u>平成27年3月31日までに着手した事業</u></p>